

津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会
津波防災地域づくりについての中間とりまとめ(素案)のポイント

- ・ 津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2津波)および、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(L1津波)の2つのレベルの津波を想定し、それぞれに必要な対策をとることを基本としている。
- ・ L2津波に対しては、なんとしても人命を守るという考え方にに基づき、ハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防御により被害を最小化させることとしており、津波防災地域づくりに関する様々な取組が進められている。
- ・ L1津波に対しては、人命、資産を守るため、海岸堤防の整備などハード対策を基本として被害の防止に取組むこととしているが、海岸周辺に生業の拠点をおく地域の社会経済活動、観光やレジャーの拠点となる砂浜の保全と利用など、地域に根づいた日々の暮らしとの調和を図る地域づくりの観点も重要である。
- ・ そのため、海岸堤防等の整備状況には地域特性に応じた幅があり、地域によってはL1津波による浸水が発生する場合もあることを踏まえ、海岸堤防の整備をはじめとする津波防災の取組について、速やかに講じるべき施策に関して、以下のとおり提言する。

<課題と講ずべき施策>

(1) L1津波による浸水リスクの周知

- ・ L1津波に対応した海岸堤防の整備を前提としたまちづくり等が進められようとしている地域に対して、当面、L1堤防より低い堤防を整備しようとする場合には、L1津波による浸水が及ぶ範囲等を海岸管理者が市町村や行政の関係部局に対して周知すること。その上で、L1津波に対して人命を守るため、警戒避難体制の構築をはじめとする必要な対策が講じられるよう、市町村や関係部局と連携して、法定計画等に明記されるよう取り組むことが重要。

➤ **海岸管理者によるL1津波の浸水リスクの提示、行政関係部局等への周知**

(2) L1津波に対する安全の確保

- ・ 津波防災地域づくりの対象となる地域(以下、津波防災地域)においては、人命及び財産の損失リスクを少なくとも現時点以上に蓄積させないことが重要であるため、建築基準法に基づく災害危険区域への指定による住宅の建築の禁止・その他の建築物に関する制限や、L2津波を想定した津波災害特別警戒区域の指定等による土地利用等の規制を優先的に講じることで、L1津波に対しても安全の確保に努める必要がある。

➤ **L1津波による浸水が想定される地域における土地利用等の規制**

38 (3)津波防災地域づくりの多様な施策の意思決定と実効性の担保

- 39 ・ 津波防災地域づくりの多様な施策を組み合わせることで、L1津波に対しても地域の安全をより効果的に確保するには、各施策の調整(実施順位を含む)を十分に図った上で
- 40 取りまとめ、必要な法定計画等に反映させることが重要。
- 41
- 42 ・ このとき、L1津波による浸水が想定される地域において先行的に進める施策等は、L2
- 43 津波対策として予定していた事業を増加させるものでなく、L2津波対策の進展に寄与
- 44 するものであることを理解することが重要。
- 45 ・ なお、これらに必要な関係者間の調整や市町村としての意思決定をおこなう場として、
- 46 海岸法にもとづく協議会など、既存の協議会の枠組みを活用することが有効。
- 47 ・ また、防護と環境、利用の調和等について協議する点は沿岸域管理にも共通であるため、
- 48 ここでの協議会は、沿岸域管理の一環でもあると認識することが重要。

49 ➤ 総合的な津波対策の計画策定と既存の法定協議会の活用

50

51 (4)地域ニーズに即した施策の提案

- 52 ・ 海岸堤防、指定津波防護施設、避難施設等の整備や土地利用等の規制、警戒避難体制の構築等の対策により、リスクを確実に減少させるには、複数の施策を効果的に組み合わせねばならないが、これらを検討・提案すべき都道府県、市町村の担当者が、国土交通省等の各部局の多様な事業メニュー全てに精通することは難しい。
- 53
- 54
- 55
- 56 ・ そのため、現場における課題や要望等が国土交通省の本省及び地方整備局等の関係部局間で互いに共有され、必要な事業メニューをワンストップかつ効果的なタイミングで現場の担当者に対して提案できる体制を構築することが必要。
- 57
- 58

59 ➤ 部局横断的な地域支援の構築

60

61 (5)地区レベルでの住民等との協働

- 62 ・ 津波防災地域における総合的な対策の構築に向けて、当該地域に関係する多数の行政担当部局の関係者が一同に会して、地域が抱える被災リスク等の課題共有と対策の調整をおこなう場として、既存の協議会の枠組みを活用することが効果的。
- 63
- 64
- 65 ・ また、そのような場だけでなく、地区レベルでの住民等の関係者の意見集約や合意形成を行う場(住民協議会)も重要。これを円滑に運営するため、行政担当者を補完する外部アドバイザー(東日本大震災の被災地におけるまちづくりの経験を有する者など)を活用することも必要。
- 66
- 67
- 68
- 69 ・ こうした場で議論するにあたっては、L1 津波に対する対策(海岸堤防)の効果と限界に対する正しい理解が欠かせないことから、各検討の場に海岸工学の専門家も参画してもらうなどの取組を通して、少なくとも行政や土木技術者を育成することも重要である。
- 70
- 71

72 ➤ 地区レベルでの合意形成の場の設置とそれを支える人材の育成・活用

73

74 **(6) 施策による時間スケールの違いを踏まえた調整**

75 ・ 土地利用の改変などの、長い時間を要する施策については、達成までの間にL1
76 津波による浸水被害が発生する可能性もあるため、各施策に必要な時間を踏まえ、
77 緊急に達成すべき施策と短期的または中期的に達成すべき施策とを実現にかかる
78 時間スケールでフェイズを分けて、各施策の達成時期を調整することが必要。

79 **➤ 複数フェイズに分けた対策計画の策定**

80

81 **(7) 地域づくりの目標像の具体化**

82 ・ 被災した場合には、早期の復興まちづくりが強く求められる。災害による被害か
83 らの復興を迅速かつ効率的に行うため、復興に資するソフト的対策を事前に準備
84 する「復興事前準備」の取組を進めておくことが重要。

85 **➤ 地方公共団体における復興事前準備の推進**

86

87 <課題と講ずべき施策(財政支援)>

88 **(8) 海岸堤防のかさ上げに対する財政支援**

89 ・ 地域の社会経済活動の維持・発展、景観・環境との調和や財政制約等から、L1津波に
90 よる浸水を防止できる高さに海岸堤防等をかさ上げするのに、多大な時間を要する地
91 域がある。そのため、L1津波からの避難が困難な地域を早急に解消するため、L1津波
92 の第1波や地震発生から一定時間以内に到達する津波に対する防護を重視し、段階
93 的な防災・減災対策で工夫している県(海岸管理者)もあり、そのような取組についても
94 積極的に後押しすることが必要。

95 ・ そのため、L1津波に対応した高さで海岸堤防を整備することに加えて、L1津波から少
96 なくとも人命を守るために必要な避難を支援するために緊急的な整備を要する海岸に
97 限り、海岸事業以外も含む統合的な計画が作成されていることを前提として、財政支援
98 を重視することが必要。

99 **➤ 避難を支援するために緊急を要する海岸への財政支援の重視**

100

101 **(9) 津波防災地域づくりのための多様な施策の効率的な実施**

102 ・ L1津波から人命を守るために必要な避難を支援するため、緊急を要する海岸堤防の
103 かさ上げと相まって、津波防災地域づくりのための多様な施策の組み合わせによって、
104 L1津波に対しても減災効果を発揮することが有効。

105 ・ そのために、国の交付金等の効果的な組み合わせや実施順位の柔軟な調整がおこな
106 われ、統合的な津波対策となるよう国として支援するとともに、津波対策として実施する
107 施策の全体像や進捗状況を、国・都道府県・市町村が共有し、見えるようにすることが
108 重要。

109 **➤ 津波対策に対する交付金による統合的な支援**